

指定確認検査機関の処分等の基準 新旧対照表

改定後	現行
<p style="text-align: center;">指定確認検査機関の処分等の基準</p> <p style="text-align: center;">平成 18 年 5 月 9 日制定(国住指第 525 号) 平成 19 年 11 月 8 日改定(国住指第 2945 号) 平成 29 年 8 月 23 日改定(国住指第 1818 号) 令和元年 12 月 26 日改定(国住指第 3302 号) <u>令和 6 年 3 月 27 日改定(国住指第 454 号)</u></p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 機関の処分等の基準</p> <p>(1) 一般的基準</p> <p>イ 機関に対する処分等の内容の決定は、(2)から(4)までに定めるほか、別表に従い行う。</p> <p>ロ 処分等は、地域又は業務を限定せずに行うことを基本とする。ただし、処分事由 (別表に規定する処分事由をいう。以下同じ。)に該当する行為が地域的に限定され当該地域の担当部門のみで処理されたことが明らかな場合又は当該行為が他と区別された特定の<u>指定区分</u>(法第 77 条の 18 第 2 項に規定する<u>指定区分</u>をいう。)に係る確認検査の業務において発生したことが明らかな場合には、必要に応じ地域を限り、又は<u>指定区分</u>に応じ処分等を行うこととする。</p>	<p style="text-align: center;">指定確認検査機関の処分等の基準</p> <p style="text-align: center;">平成 18 年 5 月 9 日制定(国住指第 525 号) 平成 19 年 11 月 8 日改定(国住指第 2945 号) 平成 29 年 8 月 23 日改定(国住指第 1818 号) 令和元年 12 月 26 日改定(国住指第 3302 号)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 機関の処分等の基準</p> <p>(1) 一般的基準</p> <p>イ 機関に対する処分等の内容の決定は、(2)から(4)までに定めるほか、別表に従い行う。</p> <p>ロ 処分等は、地域又は業務を限定せずに行うことを基本とする。ただし、処分事由 (別表に規定する処分事由をいう。以下同じ。)に該当する行為が地域的に限定され当該地域の担当部門のみで処理されたことが明らかな場合又は当該行為が他と区別された特定の<u>指定の区分</u>(法第 77 条の 18 第 2 項に規定する<u>指定の区分</u>をいう。)に係る確認検査の業務において発生したことが明らかな場合には、必要に応じ地域を限り、又は<u>指定の区分</u>に応じ処分等を行うこととする。</p>

改定後					現行				
(2)～(4) (略)					(2)～(4) (略)				
6 処分等に伴う措置					6 処分等に伴う措置				
(1) (略)					(1) (略)				
(2) 業務の引継ぎ					(2) 業務の引継ぎ				
<p>取消しを行った場合には、法第 77 条の 29 第 1 項の帳簿を、国土交通大臣が指定した機関に係るものについては国土交通大臣が、地方整備局長が指定した機関に係るものについては地方整備局長が、それぞれ引き継ぐとともに、同条第 2 項の書類を当該書類に係る建築物について法第 6 条第 1 項の規定による確認をする権限を有する建築主事又は建築副主事の所属する特定行政庁に引き継がせるものとする。</p>					<p>取消しを行った場合には、法第 77 条の 29 第 1 項の帳簿を、国土交通大臣が指定した機関に係るものについては国土交通大臣が、地方整備局長が指定した機関に係るものについては地方整備局長が、それぞれ引き継ぐとともに、同条第 2 項の書類を当該書類に係る建築物について法第 6 条第 1 項の規定による確認をする権限を有する建築主事の所属する特定行政庁に引き継がせるものとする。</p>				
(3)～(4) (略)					(3)～(4) (略)				
7～8 (略)					7～8 (略)				
<u>(附則)</u>					<u>【附則】</u>				
1 この基準は、令和六年四月一日から施行する。					令和 2 年 1 月 15 日付国住指第 3374 号により、別表欄外（注 2）(※1)、(※2) 及び (※3) の表記の一部を訂正。				
(別表) (該当する関係条項のみ記載)					(別表) (該当する関係条項のみ記載)				
根拠条項	関係条項	処分事由	処分ランク	標準的な処分内容	根拠条項	関係条項	処分事由	処分ランク	標準的な処分内容
77 の 35 ② 一	18 の 3③	確認審査等に関する指針によらない確認審査等 (「77 の 35②五その他③」に係るも	D	業務停止命令 1 月	77 の 35 ② 一	18 の 3③	確認審査等に関する指針によらない確認審査 (「77 の 35②五その他③」に係るも	D	業務停止命令 1 月

改定後					現行				
		のを除く。)					のを除く。)		
	77 の 24①	確認検査員又は副確認検査員(大規模建築物の場合は確認検査員)以外の者による確認検査の実施	C	業務停止 命令3月		77 の 24①	確認検査員以外の者による確認検査の実施	C	業務停止 命令3月
	77 の 24②	確認検査員の <u>一級建築基準適合判定資格者からの選任義務違反</u>	C	業務停止 命令3月		77 の 24②	確認検査員の <u>建築基準適合判定資格者からの選任義務違反</u>	C	業務停止 命令3月
	77 の 24③	副確認検査員の <u>二級建築基準適合判定資格者からの選任義務違反</u>	C	業務停止 命令3月					
	77 の 24④	確認検査員又は副確認検査員の選任又は解任の届出義務違反	D	業務停止 命令1月		77 の 24③	確認検査員の選任又は解任の届出義務違反	D	業務停止 命令1月
77 の 35 ② 三	77 の 24⑤	役員等構成の基準不適合に伴う確認検査員又は副確認検査員解任命令に違反	A	取消し	77 の 35 ② 三	77 の 24④	役員等構成の基準不適合に伴う確認検査員解任命令に違反	A	取消し
77 の 35 ② 四	77 の 20一	確認検査員又は副確認検査員の必要人数基準への不適合	C	業務停止 命令3月	77 の 35 ② 四	77 の 20一	確認検査員の必要人数基準への不適合	C	業務停止 命令3月
	77 の 20五	①制限業種を兼任する確認検査員又は副確認検査員の選任	B	業務停止 命令6月		77 の 20五	①制限業種を兼任する確認検査員の選任	B	業務停止 命令6月
		③確認検査員若しくは副確認検査員又は補助員による、その者が関係する個人、企業、団体等が設計、工事監理、施工等を行う建築物又は構造計算適合性判定を行う建築物に係る確認検査への従事	B	業務停止 命令6月			③確認検査員又は補助員による、その者が関係する個人、企業、団体等が設計、工事監理、施工等を行う建築物又は構造計算適合性判定を行う建築物に係る確認検査への従事	B	業務停止 命令6月
指定確認検査機関の処分等の基準について (補足)					指定確認検査機関の処分等の基準について (補足)				
(略)					(略)				

改定後	現行
1 (略) (1) (略) (2) 処分事由に該当する行為が行われていた <u>指定区分</u> の数 (3)～(6) (略)	1 (略) (1) (略) (2) 処分事由に該当する行為が行われていた <u>指定の区分</u> の数 (3)～(6) (略)
2 (略)	2 (略)